

2006年11月10日

19:00~21:00

前原暫定集会施設A会議室

第6回・(仮称) 小金井市文化芸術振興条例策定会議

[議事録]

次第

- 1 第2回ワークショップの報告
- 2 条例案検討(最終案決定)
- 3 今後の予定について

[条例策定委員]

- | | |
|------------------------------|-----|
| ・ 田中敬文委員(東京学芸大学助教授) | =出席 |
| ・ 林望委員(作家) | =欠席 |
| ・ 久保田美穂委員(NPO法人プレイス) | =出席 |
| ・ 内藤治誠委員(小金井市悠友クラブ連合会) | =出席 |
| ・ 岩尾治子委員(NPO法人Passo a passo) | =出席 |
| ・ 星野正行委員(小金井市青少年健全育成6地区連合会) | =出席 |
| ・ 水野恵美子委員(一般公募) | =出席 |
| ・ 高橋金一委員(一般公募) | =出席 |
| ・ 宮下要委員(一般公募) | =出席 |

[事務局]

- ・ 小金井市長 稲葉孝彦
- ・ 市民部長 上原秀則
- ・ 市民部市民文化課長 小柳清
- ・ 市民部市民文化課文化交流係長 鈴木雅子
- ・ 市民部市民文化課文化交流係主任 山田耕太郎
- ・ 市民部市民文化課文化交流係主事 早坂嘉人

[協力]

- ・ 東京大学大学院人文社会系研究科・小林真理助教授

田中委員長

皆さんこんばんは。本日はお集まりいただきありがとうございます。本日が委員会としては最後の集まりになるわけですが、まず先日、10月30日のワークショップにご参加いただいた皆様、大変ありがとうございました。それでは最初にですね、上原秀則市民部長よりご挨拶のほういただきしたいと思います。

上原市民部長

皆様こんばんは。これまで大変長きに渡りましてご審議を賜りまして、本当にお疲れ様でございました。これまでに委員の皆様からご相談頂きました貴重なご意見、ご提言、ご要望、ご指摘のあった事項につきましては、関係する政策や関係課との綿密な調整を図りながら出来る限り尊重させて頂きたいと、このように思っているところでございます。しかしながら、もう一方でこれらの政策を推進していくためには財政上の問題も避けて通るわけには参りません。従いまして、全部を取り込めるとするのは非常に難しい状況があるところではございます。そういったことから一体的、総合的に判断させていただきながら、今後の市政運営に取り組んで参りたいと考えているところでございますので、よろしくご理解を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。最後になりますが、この間、委員の皆様、それから小林先生をはじめ、東大大学院の事務局の皆様、大変ありがとうございました。簡単ではありますが、お礼の挨拶をさせていただきます。どうもありがとうございました。

田中委員長

それでは、次第に従って進めさせていただきます。

事務局

申し訳ございません、部長はこの後別件がございますのでここで失礼させていただきます。

田中委員長

わかりました。それでは先日行いました第2回ワークショップの報告をお願いいたします。

事務局

はい。じゃあ小林先生のほうから…。

小林助教授

はい、では。第2回ワークショップでは皆さんご参加いただきましてありがとうございました。私自身はその日出張が入りまして出席できなかったんですけど、まとめの報告をさせていただきます。10月30日に行われた第2回ワークショップはですね、こちら平日だ

ったということもあって参加者8名で3つのグループに分けてディスカッションを行ったわけです。皆さんのお手元に「第2回文化芸術ワークショップ」というものがございます。ちょっと目を通していただければというように思います。こちらにはただ単純にグループごとに出された意見、作業カードに記入されたものをそのまま載せてあります。でグループ1、グループ2、グループ3ということで、見ていただくとわかるように、具体的にどういう事業をしていきたいか、というところが非常に多くてですね、条例をどうするかという部分の意見が、どれが関係あるかなと見ましたところ、下線を引いてあるところですね、ここが考えるべきところかなという風に見えましたので、下線を引きました。もちろん他のところが提供いただいて無駄だったというわけではございませんので、これが条例が出来た後にですね、実際に具体的な事業を組み立てていく一つの計画に反映すべきことなのかなという風に思っています。それで見てくださいと、第1グループのところですね、下線が引いてあるところをご覧ください。理念のところの、「すべての人を対象に」というようなこととかですね、あるいは条例の理念に「笑顔で芸術文化を楽しく」というのを入れたらどうかとか、あるいは「条例の言葉が難しい、子供にもわかるものを」といった意見があったんです。まあ子供にわかるための条例を作る必要がそもそもあるのかってという問題はあるかと思えますけれども、まあそういう議論も出てきたと。それで第2グループのほうですけれども、市が枠組みを作ってアーティストに伝えれば、市民は積極的主体的に力を持たせるということで、枠組み作りということをちゃんとすべきじゃないかとか、あるいは市民の力を引き出すのは行政の力という、行政の力も必要だということですね。それで、やるのはあくまで市民なんだということが出てきました。それから第3グループのところですね、かなりホールの問題ということが話の中心になっていたと思うんですけども、最後のほう見ていただくとですね、三鷹のほうが市民の要望に答えるということを積極的にやっていて、これから文化芸術に関してやっていくんだとしたら、行政側の理解というのが非常に重要なんだということは、これは裏を返せば行政側が理解がないと思ってるんだかどうかですね、その辺のところはちょっとわかりません。それから行政の担当者の文化芸術に対する意識の高さを求めるってということなんですかね、みたいなことが条例の中身に関わってくることなのかなという風に思います。ですからこれをワークショップの時にも出させていただいている条例案に、具体的に何か文言を書いて盛り込む必要があるのかというところを、ご審議いただければと思います。以上です。

田中委員長

どうもありがとうございます。今の小林先生の、第2回文化芸術ワークショップの報告をお聞きになって何かご質問等ございますでしょうか。特に実際にワークショップに参加され、グループ1・2・3に加わっていらっしゃる方もいますが。これを見ると、かなりグループごとに特徴があったなど、お気づきの方もありませんけれども。あるいは参加なさったなども。例えばグループ3はホール関係の話が多かったというのは、これは

グループ3は実際に芸術活動を実施している人が集中していたという風な意見がありまして、それで実際に借りるときの手続きの面倒さとか、9時5時というお役所的な体質という、芸術に関する無理解というようなこともあって、かなり意見が出ていたかなと思います。グループ2ではですね、順番逆になって申し訳ありません、2ページのところにある、線は引いてないんですけどもね、グループ3とその線を引いてあるところの間にですね、芸術団体というのは閉鎖的になってしまう、新しく入りたいというような方、あるいはやってみたいというような人になかなか参加しにくい、そういった面もあるのではないかということが指摘されておりました。では1枚目に戻っていただいて、グループ1では、これは私の担当なんですけれども、芸術活動においてですね、作品を展示しようとしても、展示する場所がないというのが残念だという意見がありましたね。そういうことに関しての、詳しいホールの情報がないことに対する多少の苛立ちのようなものがあつたのではないかという風に思います。大変よくまとめていただきまして、ありがとうございます。ご参加いただきました高橋委員、星野委員、岩尾委員何か質問等ありますか。ご意見とか…。

高橋委員

あの、今回のは僕はグループ1にいたんですが、今回のワークショップというものをどういう風にとらえているのかということにつきまして、グループ1の参加者の人たちが曰く「よくわからずに来てしまいました」ということを言ってます。それで直接条例の文章を見させられても、ちょっと意見は特別出てませんということでした。

田中委員長

星野委員、岩尾委員、何かございますか。

岩尾委員

この、グループ1の部分ですね、もっといろんな人にこういうのがあるんだという広報をすればよかつたのではないのでしょうか。

星野委員

あの、条例はそんなに具体的にしなくてもいいと思う、というのはあまり細かく具体的に、こう枠をはめられたような感じになるわけですから、やはり芸術は出来るだけ自由にのびとできるような、一つの決まりごとをつくるのが一番ベターではないかと思うんですけども。

田中委員長

他にはいかがでしょうか。参加することができなかつたお二人は何かこれをお読みになって、またお話を聞きになってコメント等ございますか。

水野委員

やっぱり条例を具体的に見せてもらえるのが現実的だと思うんですけども…。一般市民としては、発言する機会があるから来てみたのかなど。私も同じようなレベルでいるんですけども。やっぱり今おっしゃったように、あんまり細かい圧力をかけるのではなくって、活動しやすい形の条例っていうのが一番求められてるという風に思います。

田中委員長

内藤委員、他に何か…。

内藤委員

ちょっと待ってください。

田中委員長

はい、ありがとうございます。ワークショップの時はですね、グループに分かれてディスカッションする前に、わたくし田中のほうからこの文化振興条例案についてですね、すべての条例案を読ませていただいて、必要な部分を解説させていただいたつもりです。ではこの、次第の1はこのくらいでよろしいでしょうか。それでは2. 条例案検討（最終案決定）という風になっていますけれども…。

星野委員

ちょっとその前に…実はですね、ここの、今日も「文化芸術」と「芸術文化」と両方あるんですけど、これは一番初めに「文化芸術」にしようか「芸術文化」にしようかということで話があったと思うんですけども、この会の文化芸術ワークショップという中にはですね、「芸術文化」になったり「文化芸術」になったりですね、もう様々で、これはやはり統一しておかないといけないのではないかと思うんですが。

田中委員長

条例案では、我々策定委員会が検討しておりました案では「芸術文化」というように統一しております。

星野委員

他の市町村の、前に資料いただいたのを見ますと、ほとんどは「文化芸術」…。「文化芸術」が多いですね。

田中委員長

まずですね、策定委員会の名前は「(仮称) 文化芸術」という風になっているんです。ただ我々がこの委員会で検討してきた条例は「芸術文化振興条例」というようになっています。

星野委員

そういうことになっているんですね？

田中委員長

はい。もしまた名称等のご意見ありましたら受け付けさせていただきたいと思います。…鈴木さんすみません、この条例案の最終案決定ということに関してご説明いただけますか。

事務局

最終案決定のですね、次第のあとに「今後の予定について」というのがありますけれども、説明をさせていただきます。今日が策定委員会最終になります。それで今日の策定委員会で委員会としての案を最終的に決定していただいて、決めていただいたものをですね、来週月曜日に委員会から市長に検討の結果を報告するという形で市長のほうに提出をしていただきます。それを受けまして市のほうでそれを尊重して、案を作成させていただいて、それをパブリックコメントにかけます。そしてこれを市民の方に広くご意見をいただいたものを再度行政のほうで整理をいたしまして、議会上程ということになりますので、策定委員会の案といたしましては、今日ここにご用意いたしました条例案を皆様にもう一度よくご検討いただいて、最終的な案として結論を出していただきたいと思います。

田中委員長

いま、鈴木さんのほうから今後の予定についてご説明いただきました。来週月曜日、市長にこのまま提出するということあるならば、非常に限られた時間のなかでこの条例案の最終検討を進める必要があるかと思えます。さてそれではどのように進めていきますかね。先日 10 月 30 日のワークショップで、私これを全部読んだんですけれども、読んで結構時間がかかるなと…。これ 9 月 30 日にワークショップご参加の方の提出したものと同じでですね、実は確認はしてないので違う人によって変わったりするかもしれませんけれども…(笑)。じゃあ、少し皆様方に条例案をお読みいただいてですね、ご参加の方は思い起こしいただきたいと思います。それからいろんな事情で初めて見る方いらっしゃれば、ご覧になって「ここどうなっているんだ」とか説明とか知りたいことがあればお話をさせていただきたい。ご質問等あればしていただきたい。あるいはさらに見直した結果、ここはこうに見直したほうがいいというようなお話をさせていただければと思います。ただし、今の時期ですからあまり漠然としたお話ではなくですね、具体的に、たとえばこの文言をこういう風に変えるとかありますと、私どもとしても大変ありがたいというか、進みやすいんですけれども。では少し、黙読、おさらいの時間をとらせていただきましょうか。

星野副委員長

他の市町村のなのかよりは、ずっと、よくできているんじゃないかなと、僕自身は思っ
て。他の市町村のもずいぶんいろいろと見て、比べてみたんですけど。各条文ごとに
ですね、それで、ましてこの9番の理念なんか、青少年っていう言葉なんか、これは
他のところには入っておりませんし、そういう一つの気配りも、よろしいかと思っ
ておりますけど。

田中委員長

いかがでしょう。……委員のみなさん、いかがでしょう。例えば、この、今日
はこの会最後ということになります、この後、例えば、道すがら、皆様がたの友人
たちに合った時に、こんな条例案をつくったんだぞ、ということで、身近にお話
をすることなんかができるんじゃないかな

水野委員

あの、私が、たった一つ申し上げておりました、やっぱり子供たちを育てられる
市に、それもきちんと盛り込まれていて嬉しいな、というふうに思いました。青少
年という言葉を入れていただいた。

田中委員長

やっぱり基本的には第三者なんですね。

星野副委員長

ええ、そうです。これは他の市町村、前に資料いただいたのどこにもないです
よね。ええ、そういう文言が入ったものがないですから、かなり網羅されている
と思っておりますけど。

高橋委員

ちょっと質問なんですけど、8条のところなんです、はけの森美術館と市民交
流センターは、これはまたそれ用の計画っていうのは立っていることになるん
ですよ？ 基本計画というか、条例みたいな。

事務局（鈴木）

美術館の方はすでに美術館条例がございます。交流センター、仮称ですけども、
これが出来る時には、これの条例を作るようになると思います。

高橋委員

引っかかる点っていうのが、私としてはこれでいいと思っているんですけども、8条のところではけの森美術館と市民交流センターの部分で、第六条で策定された基本計画に則って事業を、というふうで、これの、芸術文化振興条例っていうものと、二つが重なり合った時に、はけの森、市民交流センターのほうが、これに縛りをかけられてしまうと、ちょっといかなものかと思う人たちがでてくるんじゃないかと。……私としてはこれでいいと思うんですけどね。ただ、そこらへんでまた、内容が変えられる可能性が、この部分で出ちゃっている。

田中委員長

はけの森も市民交流センターも、市内にある文化施設の一つ、その点からはそれらの施設が勝手に、独断でやることは難しいわけですよ。事業の重なりがあるかもしれませんし、縛りが足りないところもあるかもしれません。それを防ぐためには、この六条に合った基本計画を立てて、この中で、ある年ははけの森美術館の位置づけ、市民交流センターではこういう事業をやってほしい、やりたい、みたいなことを計画的に示していくと。縛られるっていうと少しきつい言い方かもしれませんが、それに踏まえて、各施設で実際に事業をやっていくことに、つかってやっていくことになる。

星野副委員長

決まりですから。やはり、ある程度そういうものに倣っていかないと、示しがつかなくなりますから。

田中委員長

施設の有効利用のようなものを考えて、計画的に小金井市の文化・芸術政策を実施したいなあ。他に施設もできるかもしれませんし、具体的にどういうふうな施設の名前を書くか、といったことは、市の当局からみて、そういった議論はこれから出てくるかもしれませんね。……どうもありがとうございます。

水野委員

9条の3番目ですね、評価して報告するっていうことも含まれてて、これはすごく重要なことだと。

田中委員長

そうですね。このあたりは市当局にとってはすこし、耳が、目が痛いかもしれませんね。このあたりのところも少しいろいろと、言われるかもしれない。私としては、これは、すごく出したいなあ、と思います。それから、さきほど、第三条の基本理念のところ、青少年、高齢者、障害者、国籍、民族を問わず、全ての市民一人一人、と表現されています

が、その分というわけではないんですけども、小金井市の条例案では第二条のところで芸術文化を細々と定義しておりません。他の自治体の場合の条例案は、芸術文化の内容が書いてあるところもあるんですが、そういうふうに細かく内容を書くってことはしておりません。具体的な例示もしておりません。ここでは芸術文化っていうのは、人間の感性を豊かにする知的で創造的な活動で、いろんな文化・芸術領域を含むと、いうふうに広げております。……今、あの宮下氏、はじめさせていただいていました。あの条例案の検討の最終案の検討ということで、もう一度みなさまに内容を確認していただいたところです。……こういうふうに皆様がたご質問いただけると、いいなあと。

星野副委員長

とにかく良いと思いますよ、他の市町村のあれよりは。

高橋委員

問題がこれをどういう風に変化するか。我々としてはそれを見ずに終わってしまうということが、非常に、議事録にちゃんと残しておいてくださいね、この言葉を。非常に心配なんです。

田中委員長

今後の予定についてさっき鈴木さんからお話いただきましたが、パブリックコメントを市民からいただくときにはもう、策定委員会の条例案ではなくて、市で検討した案になるということですよ？

小林助教授

えっと、すいません、私が質問してもおかしいんですけども、これは、報告をしますよね、13日に。で、報告がありましたということは何か広報されるんですか？

事務局（鈴木）

そうですね。

田中委員長

市長に報告したっていう時には、この条例案は広報に全部文面が載るのか、そういうわけではない（笑）

事務局（鈴木）

この会議はずっと、第一回から公開になっておりまして、たまたま毎回、傍聴の方いらっしゃいませんけども、会議録は全て、情報公開コーナーですとか、図書館ですとかに設置

してございます。今回の分も必ず設置するようになっておりますので、これについては公開ということでございます。

田中委員長

そうすると、この条例案についても、ご覧いただくことは可能になるわけですね。今日は、この委員会、最後ということでございますけども、久保田委員とそれから林委員がおいでになっていないということですけども、ええと、いかがでしょう。もし、他に議論とか修正意見とか無ければですね、この条例案を、この、仮称小金井市文化芸術振興条例策定委員会として決めた案として、市長に提出させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員一同

(拍手をして) 結構です。

田中委員長

どうもありがとうございます。ありがとうございます。
では万来の拍手でもって

委員一同

(拍手)

田中委員長

ええと、この案をですね、いままでの検討の結果、そして市長に提出させていただきたいと思っておりますので、事務局のほうによろしくお取りはからいをお願いしたいと思います。…そうしますと、あとは、これでお終いですか？

委員一同

(笑)

田中委員長

何か、気分が盛り上がっているところで、ねえ、という感じもしますが。

事務局 (鈴木)

せっかく宮下委員ご到着いただいたところなのに。申し訳ないんですが (笑)
ご検討いただく内容は以上です。それで、提出ですが、月曜日に市長に提出していただくんですけども、委員会が一つ入っておりますして終了し次第ということになっているんです

ね。たぶん夕方かなって思っているのですが、その点は先生と連絡を密にとらせていただいて、時間は、また後ほどということですが。それで市長も、その後にまた別件が入っております、時間が無いということですので、田中委員だけにおいでいただくことになると思いますが、ご了承いただけますでしょうか。

内藤委員

はい。結構です

田中委員長

短い時間になるとは思いますが、市長には皆様方の熱意、ご意見、ぜひ細部に渡って伝えさせていただきたいと思えます。

内藤委員

よろしく願います。

事務局（鈴木）

今後の予定で先ほどお伝えさせていただきましたが、最後に、三月議会上程で可決されましたらですね、可決されることを祈るんですが、可決されましたら、その後です、シンポジウムを、当初からシンポジウムというものを設定しておりましたが、条例制定記念、じゃない、祝、条例制定、という、どういう形になるかあれですが、シンポジウムを実施したいと思っております。で、今考えておりますパネリストは、だいたい四人ぐらいの人をお招きして、というかお願いして、と考えておりますが、今、案としてはですね、文化行政の専門で第一人者といわれている奈良の帝塚山大学の中川幾郎先生、それから薪能、小金井の薪能でいつもご活躍いただいている津村禮次郎さん、それと田中委員長と、この委員の中から女性というので久保田委員、きょうはご都合があれで遅れていらっやいますけども、久保田委員にご登壇いただくかなあと、いま四人で考えております。

ごめんなさい、三月三十一日、最後の日です。本年度最後の日に、土曜日だったかしら。土曜日の、一時半から二時間か二時間半程度、四時には終了できるように考えておりますので、そのときには皆様方にも是非お越しいただいてですね、ご意見をいただいたりとかいう場面もあるかと思えますので、お誘い合わせいただいて、ご参加いただきたいと思います。必ずそのときにはご連絡させていただきますので、よろしくおねがいたします。

宮下委員

すいません。あの専門家の先生、なんていうお名前ですか？

事務局（鈴木）

なかがわ・いくろうさんです。いくろうさんは幾何学の幾に、ろうは普通の。

宮下委員

幾郎さん。薪能の方なんておっしゃいました？

事務局（鈴木）

つむら・れいじろうさんです。

宮下委員

ええと、女性の方は？

事務局（鈴木）

久保田委員。はい。

田中委員長

閉会にしてもよろしいですか？

小林助教授

一つだけ、すいません。こちらのワークショップのところにも、ヒヤリングはどうなったかとかそういう意見がありましたけど、これまでに、この会議の中ではヒヤリング等の報告もさせていただいてきているんですけども、それで今までの課程を全てまとめてこちらで報告書を作ることをします。条例を、ここで皆さんで出したわけですね。で、最終的にこうなった、というところまでの報告書をお作りしまして、皆さんにお配りする、ということを考えております。それから先ほどシンポジウムの話もありましたけども、この、じゃあ条例ができて、この条例あっても知らないですとか、利用されないと全然意味ないわけですから、こういうふうに広報していけばいいのかということも、ちょっと、少し事務方と相談させていただきながら、いわゆるパンフレット作りみたいなこともしてくつもりです。

田中委員長

その報告書ができるのは、そうすると来年の三月とか。

小林助教授

そうですね。

事務局（鈴木）

それではもうひとつ、よろしいでしょうか。今年度はこういう形で条例の制定というところまでいきます。その後ですね、条例ができましたら、来年度とか再来年度とかいうことで、今度は計画、基本計画とか実施計画を作ることになると思いますので、それが正式に決定いたしましたら、市報でも当然お知らせいたしますし、また公募ということでも募集をさせていただきますので是非ご注目いただきたいと思います。

田中委員長

そうすると、この策定委員会のメンバーの方々の中には、そういった今後の小金井市の系術文化の基本計画に携わる方ですとか、それから、それを実施する方、それから、その実施したものを評価する方、それぞれでまた、いろいろとお顔をあわせる機会があるかと思えます、また皆様方、いろいろとご意見ご指導等も賜る機会も多いかと思えます。委員会としては本日が最後ですが、皆様方の今までのご苦勞にたいへん感謝を申し上げたいと思えます。それから事務局の方、から東大の小林先生はじまる大学院生の方の多大なご協力をいただきました。ここまでできたのは皆様方の強いサポートがあったからだというふうに私自身は思っております。ということで、締めてもよろしいですか？

事務局（鈴木）

はい。じゃあ、皆さん、言い尽くされましたでしょうか？

お時間もありますので、これだけは言っておきたいなあということが、まだおありではないかなと思うんですが、あれば、伺いたいと思えます。

高橋委員

ちゃんと議事録に残すように（笑）

あの、本来であれば庁内で検討されたものをもう一度我々の中で検討して、それを最終案としていただきたかったな、という気持ちが、あります。以上です。

田中委員長

また、お時間も今日はあるようですから、皆様がたで意見交換ですとかね、事務局の方とお話もしていただければと思いますが、とりあえずここで、締めさせていただきます。皆様がた、どうもありがとうございました。今後とも、どうぞよろしくお願ひします。